

アベノミクス 第三の矢



厚生労働省
職業能力開発局長

宮川 晃

1983年（昭和58年）東大法卒、
旧労働省へ。2012年派遣・
有期労働対策部長。
厚生労働省職業能力開発局長
（現職）

「日本再興戦略の 改訂による 外国人技能実習 制度の見直し」

厚生労働省職業能力開発局長に単独インタビュー

聞き手 本日はご公務ご多用の中、単独インタビューの機会を頂きまして、有難うございます。早速ですが、このたび職業能力開発局長にご就任されましたが、まずは職業能力開発局の所掌についてお尋ねします。

宮川局長 当局の所掌は、すべての人が能力を高めて適した仕事に就くことができるよう、離職者等を対象とした公的職業訓練の実施や、技能検定の実施等による職業能力評価体制の整備など、働く人のスキルアップを支援する施策を行っています。

また、国内にとどまらず、人材養成分野における海外への協力として、日本の職業能力開発制度の普及・促進等や、開発途上国等の外国人労働者を一定期間、日本で受入れ、研修・労働等を通じて実践的な技能等を修得させる「外国人技能実習制度」などの施策も行ってまいります。

聞き手 昨今の報道でもございましたが、災害復興や2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、国土交通省では緊急かつ時限的な措置として、建設業分野において外国人技能実習

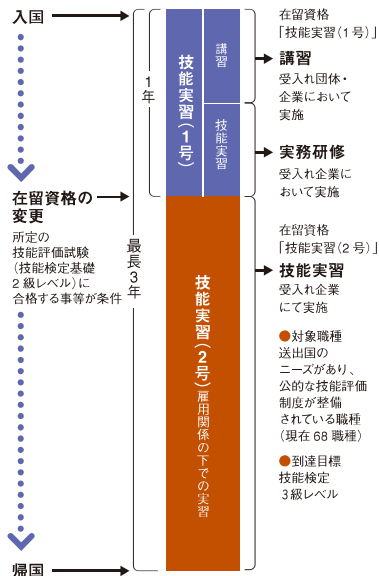
⑦「その他」に区分され、68職種126作業となっており、受入れ人数の多い職種ベスト3は「繊維・衣服関係」「機械・金属関係」「食品製造関係」です。

聞き手 対象職種は拡大や実習期間の延長など、技能実習制度の見直しが検討されていると伺っておりますが、どのような拡充策が検討されているのでしょうか。

宮川局長 安倍政権では、アベノミクスの「三本の矢」によって始まりつつある経済の好循環を一過性のものに終わらせず、持続的な成長軌道につなげるべく、平成26年6月24日に「日本再興戦略改訂2014」を閣議決定致しました。その中で技能実習生の技能修得の促進や人権保護の強化などを目的とした管理監督体制の強化を前提に、国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野の「対象職種の拡大」、技能レベルが高い実習生に対する「実習期間の2年間の延長」、優良な監理団体及び実習実施機関に対する「受入れ人数枠の拡大」の拡充策を取りまとめました。これらの拡充策については、平成27年度内に新制度への移行及び制度的措置を講じる予定です。

技能実習制度の仕組み

開発途上国の「入つくり」に一層協力するため、新たな技能移転の仕組みとして平成5年4月に創設



特に対象職種の拡大については、全国一律での対応を要する職種のほか、地域ごとの産業特性を踏まえた職種の追加も検討しております。

聞き手 当会は家主が中心となつ

て構成されている団体ですので、関連の深いところについてお尋ね致します。技能実習生が日本で生活する上で、の基盤となる住まいの確保は、どのようになされているのでしょうか。

宮川局長 技能実習生が日本に入国するにあたり、自らが宿舎を探し確保することは極めて困難です。から、監理団体又は実習実施機関が宿舎を確保することとなっております。先ほど申し上げたとおり、受入れ企業の大半が従業員19人以下の中小企業であることから、民間賃貸住宅を借上げて確保しているケースも多く見られています。当局では住まいの確保について直

接指導するものではございませんが、外国人技能実習制度の適正かつ円滑な推進に寄与することを目的として、平成3年に設立された公益財団法人国際修習協力機構（JITCO）により、総合的な支援・援助・助言・指導を行っています。

技能実習生が、制度の目的である技能等を修得するためには実習現場はもろんのこと、生活の場も含め、安全を確保することが不可欠であります。そのためJITCOでは、実習実施機関に対して、労働基準法に基づく、事業附属寄宿舎規程に準じた適切な居室空間の確保や宿舎における事故やトラブル防止のための指導を行っております。貴会においても、技能実習生の良質な住まいの確保にお力添え頂ければ幸いです。

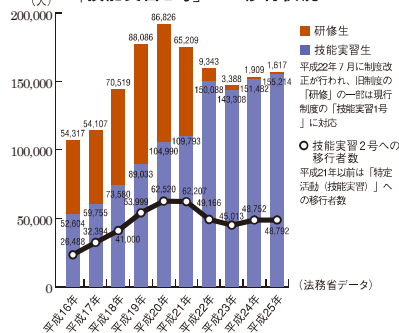
聞き手 当会としても、今後は、日本に技能等を学びに来る志の高い技能実習生に対して、快適な住環境を提供できるよう取り組んで参りたいと思います。本日は公務が多用にもかかわらず、お時間を頂きまして誠にありがとうございました。

制度を終了した方を雇い入れる在留資格「特定活動」により、平成27年度から実施すると発表がなされましたが、そもそも外国人技能実習制度とはどのような制度なのでしょうか。

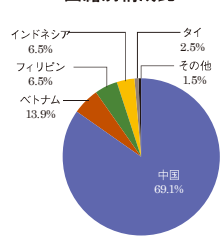
宮川局長 開発途上国等には、経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を行うために、先進国の進んだ技能等を修得したいというニーズがあります。こうしたニーズに応えるため、開発途上国等の労働者を一定期間受入れ、産業上の技能等を修得してもらう「外国人技能実習制度」を平成5年に創設しました。本制度は、技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り、その国の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としたもので、我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

具体的には、技能修得による技能実習生自身の職業能力の向上と、母国において修得した能力やノウハウを発揮することで、品質管理やコスト意識等、事業活動の改善や生産性の向上を目指し、それにより産業・企業の発展に貢献するということです。

研修生・技能実習生の在留状況及び「技能実習2号」への移行状況



平成25年末在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比



また、我が国の受入れ先となる実習実施機関にとっては、外国企業との関係強化、経営の国際化、社内の活性化等の効果が期待されており、技能実習生の送出国にとっても、我が国にとっても大きな役割を担う制度です。

聞き手 技能実習生は労働者とし

てどのように受入れられるのでしょうか。

宮川局長 技能実習生は入国1年目から労働基準法上の労働者として労働基準関係法令の適用を受け、在留資格は「技能実習1号」と「技能実習2号」に分かれます。「技能実習1号」の期間は講習を含め1年で、その後、所定の技能評価試験に合格し、在留資格変更許可を受けると「技能実習2号」へ移行することができます。期間も2年間延長できます。合わせて最長3年間の実習期間となります。

また、受入れ先である実習実施機関は「企業単独型」と「団体監理型」の2つのタイプがあります。「企業単独型」とは、日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受入れ、技能実習を実施するタイプで、「団体監理型」は営利を目的としない団体が受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施することとなります。

現状では、団体監理型の受入れが全体の97・2%を占め、その半数以上が従業員19人以下の企業となっております。

聞き手 技能実習生の送出国や対象職種など、現在の受入れ状況

についてご教示ください。

宮川局長 平成25年末時点で日本に在留している技能実習生は15万5214人で、主に中国、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ベルリ、ラオス、スリランカ、インド、ミャンマー、モンゴル、ウズベキスタン、カンボジア、ネパール、パングラデシュから受入れています。なかでも中国からの受入れが69・1%と最も多く、次いでベトナム、フィリピンとなっております。近年では、日本との賃金格差が縮まりつつある中国からの受入れが減少し、ベトナムの割合が増えております。

また、受入れ対象となる職種ですが、「技能実習1号」においては、「技能実習生の修得しようとする技能等が同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと」「母国において修得することが困難なものであること」等を要件としています。対象となる職種については制限してありません。

一方、「技能実習2号」においては「①農業関係 ②漁業関係 ③建設関係 ④食品製造関係 ⑤繊維・衣服関係 ⑥機械・金属関係